

会報

昭和46年3月

第9号

目次

昭和46年度精神衛生関係予算成る	2
昭和46年度精神衛生課関係予算について	2
全国精神衛生連絡協議会の開催	6
全国精神衛生連絡協議会事業報告及び計画(案)	6
昭和44年度収支決算書	6
昭和44年度才入決算報告書	7
昭和45年度収支予算案	7
全国精神衛生連絡協議会役員	7
入退院患者及び施設の実態調査の結果について	8
都道府県便り	10
東京都精神衛生職親制度実施要綱	10
福島県精神障害者の職親制度運営要領	11
統計資料	13
精神病床数・入院患者数・利用率等現状	13
開設者別、都道府県別精神病院施設数及び病床数(全精神病室)	14
指定病院概況——都道府県別	15
国民総医療費推計額の総医療費に対する精神病医療関係費の占める割合	16

昭和46年度精神衛生関係予算成る

精神衛生関係の予算については、久しぶりに年内予算が行われ昨年12月30日閣議決定が行われ、現在国会で審議中であるが、そのうち厚生省精神衛生課の予算は次のとおりである。以下その主なものについて説明を加えると次のとおりである。

昭和46年度精神衛生課関係予算について

- (1) 精神衛生相談員資格認定講習会の開催
精神衛生相談員資格認定講習会については昨年9月から10月にかけて実施したが、実習部門を各ブロックにおいて実施する方法をとった。昭和46年度も前年と同じ要領で行なう考えであるが、実習部門を担当する県を3～4地域にすることを考慮している。
実施時期 昭和46年9月～10月予定
- (2) 精神衛生思想普及事業について
昭和46年度も日本精神衛生連盟に委託し、昭和46年11月愛媛県において実施予定の精神衛生全国大会の経費とすることとしている。
- (3) 精神病院技術職員等研修事業について
昭和46年度も日本精神病院協会に委託し、精神病院等の職員の研修をブロックごとに実施する計画である。
- (4) 作業療法の実態調査について
作業療法の実態を調査し、今後の資料とする。
- (5) 精神病院施設整備費補助金について
精神病院の施設整備費については、前年度1,170床に比し46年度は930床と減額となっている。なお、昭和46年は、この予算の枠内で改築費についても補助が行なわれる予定である。
- | | |
|---------|-----------------|
| 地方公共団体立 | |
| 新設 | 220床 |
| 増設 | 610床 |
| 公的医療機関 | |
| 増設 | 100床 |
| 合計 | 930床 |
| 単価1㎡当り | 27,964円→30,313円 |
- (6) 精神衛生センター施設整備費補助金について
精神衛生センターの施設整備については、A級1ヶ所、B級3ヶ所の計4ヶ所分が予算化されている。
単価1㎡当り 27,964円→30,313円
- (7) 措置入院費補助金について
措置入院に要する人員が79,000人より80,000人と1,000人の増となっている。
- 昭和45年度の実績又は見込みにより必要予算の確保に努められたい。
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 人員 | 79,000人 → 80,000人 |
| 単価 | 1人年額 560,402円 → 606,383円64銭 |
| 費用徴収率 | 1.03% → 1.00% |
- (8) 通院医療費補助金について
通院医療の伸びを勘案して46年度は47,000人より52,000人と5,000人の増となっている。とくに昭和46年度においては地域精神衛生活動の強化等により、通院制度の普及を図られたい。
- | | |
|----|-------------------------|
| 人員 | 47,000人 → 52,000人 |
| 単価 | 1人月額 4,720円 → 5,611円31銭 |
- (9) 法施行事務費について
各都道府県の行なう1病院指導費 2在院患者病状診査、通院医療要否の診査費 3鑑定医等経費 4保健所指導経費 5申請通報事務あるいは鑑定立合のため等の経費 6診療報酬支払事務に対する経費であり、内容的には単価アップと員数増によるが、総体的に予算として約500万円増となっている。
- (10) 精神衛生センター運営費補助金
A級6ヶ所、B級23ヶ所、計29ヶ所の精神衛生センター運営費の補助金である。内容的には主として単価アップであり総体的に予算として約300万円余りの増となっている。
- (11) 精神障害回復者社会復帰施設運営費補助金について
昭和45年度設置予定の川崎市に対する補助金である。
- | | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 1ヶ所 | 3ヶ月予算 | 援護率 | 96.2% |
| 補助職員 | 25人 | 補助率 | 2分の1 |
- (12) 保健所運営費補助金
精神衛生対策費
地域精神衛生対策として保健所の行なう精神衛生事業に対し補助するものである。とくに昭和46年度も都市対策に必要な経費

については、特別対策費として配付する予定である。

総体的には単価アップ等により約300万円の増となっている。

事 項	前年度当初 予算額	昭和46年度 内示額	対前年度 比較増△減	積 算 基 礎		備 考
				昭和45年度	昭和46年度	
(精神衛生課)	千円	千円	千円			
(項)厚生本省	19,962	18,093	△ 1,869			
(1)精神衛生相談員 資格取得講習会費	1,023	1,080	57	年1回 2地区 100人	年1回 2地区 100人	
(2)精神衛生思想普 及 費	2,000	2,000	0	委託先 (社)日本精神衛生連盟	委託先 (社)日本精神衛生連盟 全国精神衛生大会開催費	
(3)精神病院技術職 員等研修費	5,000	5,000	0	委託先 (社)日本精神病院協会	委託先 (社)日本精神病院協会	
(4)アルコール中毒 対策費	3,255	3,255	0	思想普及費	思想普及費	
(5)優生保護対策費	2,125	2,132	7	優生保護指定医研修会 年1回 8地区	優生保護指定医研修会 年1回 8地区	
(6)その他本省事務 費	6,559	4,626	△ 1,933			
(項)保健衛生諸費						
16優生手術費交 付金	12,047	9,792	△ 2,255	件数 男 99件 女 379件 単価 男 8,150円 女 26,875円 補助率 %	74件 304件 8,117円 26,767円 %	
(項)保健衛生施設 整備費						
16精神病院等施設 整備費補助金	317,259	236,412	△ 80,847			
(1)精神病院施設整 備費補助金	229,780	201,400	△ 28,380	病床数 1170床 地方公共団体立 新設 270床 増設 720床 公的医療機関 増設 180床 単価(㎡) 27,964円 補助率 地方公共団体 1/2 公的医療機関 1/2	930床 220床 610床 100床 30,313円 1/2 1/2	
(2)精神衛生センタ ー施設整備費補 助金	46,141	35,012	△ 11,129	個所数 6カ所 A級 1カ所 B級 5カ所	4カ所 1カ所 3カ所	

(3)その他	41,338	0	△ 41,338	単価(㎡) 27,964円 補助率 1/2	30,313円 1/2
(項)精神衛生費	35,820,712	39,405,596	3,584,884		
16精神衛生費補助金	35,807,072	39,396,797	3,589,725		
(1)措置入院費	35,061,639	38,429,040	3,367,401	措置人員 79,000人 単価(年額) 560,402円 費用徴収率 1.03% 補助率 %	80,000人 606,383円64 1.00% %
(2)通院医療費	665,559	875,364	209,805	対象人員 47,000人 単価(月額) 4,720円 公費負担率 1/2 補助率 1/2	52,000人 5,611円31 1/2 1/2
(3)法施行事務費	52,212	56,955	4,743	補助率 1/2	1/2
(4)精神衛生センター運営費	27,662	30,826	3,164	対象施設 A級 6カ所 } 87人 B級 23カ所 } 職員俸給単価(年額) 医師 827,419円 その他 550,928円 補助率 1/2	6カ所 } 86人 23カ所 } 939,342円 624,289円 1/2
(5)精神障害回復者社会復帰施設運営費	0	4,612	4,612	対象施設 1ヶ所 180人収容 補助対象職員 25人 (内訳) 所長 1人 事務職員 2人 指導員(OT・CP・PSW) 19人 看護婦 1人 雇用人 2人 (嘱託医) (1人) 年額所要額38,352千円 3ヶ月分所要額 9,588千円 援護率(96.2%) 9,224千円 補助対象額 9,224千円 補助額(1/2) 4,612千円	新規計上
16精神病院等設備整備費補助金	13,640	8,799	△ 4,841		
(1)精神病院設備整備費補助金	4,387	3,545	△ 842	病床数 1,170床 単価 8,500円	930床 8,500円

(2)精神衛生センター設備整備費補助金	7,579	5,254	△ 2,325	補助率公立 1/2 公的 1/2 対象施設 6カ所 補助率 1/2	1/2 1/2 4カ所 1/2
(3)その他	1,674	0	△ 1,674		-
(保健所費統合分) 16保健所運営費補助金 精神衛生対策費	(34,383)	(37,442)	(3,059)	1.精神科嘱託医設置費 23,134千円 450人 @ 3150円 2.在宅指導打合せ費 1,656千円 34,910件 @ 150円 3.訪問指導費 4,294千円 41,813件 @ 305円 4.調査等事務費 4,330千円 5.精神衛生相談員資格認定講習会費 969千円 対象人員 100人 補助率 34/100	26,071千円 450人 @ 3,550円 1,656千円 34,910件 @ 150円 4,294千円 41,813件 @ 305円 4,452千円 969千円 100人 34/100
精神衛生課計	36,169,980	39,669,893	3,499,913		

全国精神衛生連絡協議会の開催

昭和45年度の全国精神衛生連絡協議会の総会が昨年新潟市における精神衛生全国大会の行事の一環として行われた。本年は役員改選の時期でもあって理事会に引き続き総会が開催されたが、会場一杯に参集された会員から活発な意見がだされた。

村松会長の挨拶のあと、内村祐之顧問の協議会発足当時を懐古しての祝辞をいただいたあと、議事に入り、(1) 昭和44年度事業報告、及び45年度事業計画案、(2) 昭和44年度の決算報告及び45年度予算案の報告審議が行われ原案どおり承認、次いで、(3) 昭和44年11月より向う2ヶ年間の役員改選が行われた。このあと(4) 茨城県、静岡県、徳島県の3県より地域活動についての報告があったあと(5) 猪瀬改組問題小委員長より財団法人日本精神衛生会と全国精神衛生連絡協議会との合併問題について審議し

た結果について報告がなされた。小委員会の結論としては、昭和43年の6月、昭和45年6月の二度にわたる各都道府県協(議)会の賛否についてのアンケートの結果は賛否相半ばしている点よりみて今直ちに合併することは時期尚早であるとの結果である旨の報告がなされた。これについて総会としての討議が行われたが、意見として小委員会の報告を了とするものと、合併の趣旨を了とするものの意見がなされたが、結果として今回は小委員の報告どおり承認された。次いで(6) 次回開催地として日本精神衛生連盟の行なう精神衛生全国大会の開催地である愛媛県において行なうことが承認され閉会された。

当日議決された昭和44年度及び45年度の事業報告、決算報告及び事業計画並びに予算、また役員は次表のとおりである。

全国精神衛生連絡協議会事業報告及び計画(案)

昭和44年度事業報告

1. 全国精神衛生連絡協議会会報作成配付
昭和44年10月(第5号発行) 2,000部
昭和45年1月(第6号発行) 500部
2. 広報資料の作成配付
「わが国の精神衛生」 500部
3. 日本精神衛生連盟の行なう精神衛生全国大会に参加(広島大会)

- 昭和45年9月(第8号発行) 2,500部
- 昭和46年1月(第9号発行) 2,500部
2. 広報資料の配付
「わが国の精神衛生」 500部
3. 日本精神衛生連盟の行なう精神衛生全国大会に参加(新潟大会)
4. 常務理事会の開催(昭和45年9月)
5. 改組問題小委員の開催

昭和45年度事業計画(案)

1. 全国精神衛生連絡協議会会報作成配付
昭和45年8月(第7号発行) 2,500部

- (1) 昭和45年4月1日 出席委員 13名
- (2) アンケートの結果を委員に送付会議にかえる。

昭和44年度収支決算書

(全国精神衛生連絡協議会)

収 入 の 部			支 出 の 部		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
	円			円	
前年度より繰越金	228,886		負 担 金	86,000	日本精神衛生連盟
会 費	471,000	43年度以前分19件 19件×10,000円	旅 費	76,380	
		44年度分 29件 28件×10,000円	事 業 費	132,500	
		1件×1,000円	事 務 費	88,580	
雑 収 入	7,431		弔 慰 金	30,000	
			翌年度へ繰越金	316,926	
合 計	707,317		合 計	707,317	

昭和44年度才入決算報告書

科 目	子 算 額	決 算 額	比較増△減	備 考
	円	円	円	
1. 前年度より繰越金	228,886	228,886	0	
2. 会 費	500,000	471,000	△ 29,000	42年度分-4件 43年度-15件
3. 雑 収 入	1,500	7,431	5,931	44年度分-29件(うち1件9,000円未納)
計	730,386	707,317	△ 23,069	

昭和45年度収支予算案

(全国精神衛生連絡協議会)

収 入 の 部			支 出 の 部		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
	円			円	
前年度より繰越金	316,926		負 担 金	86,000	
会 費	619,000	44年度以前分18件 18件×10,000円	旅 費	272,000	
		44年度不足分1件 9,000円	事 業 費	300,000	
		45年度分 43件 43件×10,000円	事 務 費	232,000	
雑 収 入	7,000		予 備 費	52,826	
合 計	942,826		合 計	942,826	

全国精神衛生連絡協議会役員

区 分	現	新	
顧 問	内 村 祐 之	内 村 祐 之	財団法人神経研究所長
会 長	村 松 常 雄	村 松 常 雄	国立精神衛生研究所長
副 会 長	新 福 尚 武	新 井 尚 賢	東京都精神衛生協議会長(東邦医大)
"	天 野 利 武	天 野 利 武	大阪府精神衛生協議会長(追手門学院長)
常 務 理 事	秋 元 波 留 夫	秋 元 波 留 夫	国立武蔵療養所長
	台 弘	台 弘	東京大学
	菅 修	菅 修	秩父学園長
	猪 瀬 正	猪 瀬 正	横浜市立大学
	熊 谷 長 慶	熊 谷 長 慶	東京都精神衛生課長
	松 本 胖	上 村 忠 雄	新潟県精神衛生協会長
	岩 井 豊 明	浅 尾 博 一	大阪府精神衛生センター長
	前 田 忠 重	亀 井 清 安	はるな病院長
	金 子 仁 郎	金 子 仁 郎	大阪大学
	村 中 俊 明	滝 沢 正	厚生省公衆衛生局長
ブ ロ ッ ク			
選 出 理 事			
北 海 道	石 橋 猛 雄	渡 辺 栄 市	渡辺病院長
	清 水 敏	兵 藤 矩 夫	北海道保健予防課長

東 北	石 橋 俊 実	石 橋 俊 実	国見台病院長
関東信越	野 家 義 夫	野 家 義 夫	宮城県衛生部長
	新 福 尚 武	新 福 尚 武	慈恵医大
東海北陸	熊 谷 長 慶	熊 谷 長 慶	東京都精神衛生課長
	千 種 杏 三	小 久 保 幸 雄	愛知県医務課長
近 畿	堀 野 利 武	堀 野 利 武	名古屋大学
	天 野 利 武	天 野 利 武	追手門学院長
中 国	岩 井 豊 明	浅 尾 博 一	大阪府精神衛生センター長
	久 保 拱 二	久 保 拱 二	国立賀茂療養所長(広島)
四 国	伊 原 重 彦	伊 原 重 彦	慈恵病院長
	川 端 正 男	川 端 正 男	南海病院長
九 州	牧 野 文 男	美 馬 忠 男	徳島県医務課長
	高 宮 澄 男	桜 井 因 南 男	九州大学
監 事	小 牧 祐 夫	大 庭 寛	福岡県結核予防課長
"	黒 丸 征 四 郎	黒 丸 征 四 郎	兵庫県精神衛生協会常務理事(兵庫県精神衛生センター長)
	石 原 幸 夫	石 原 幸 夫	神奈川県精神衛生センター長

入退院患者及び施設の実態調査の結果について

厚生省ではこのほどさきに実施した精神障害者の入退院患者の実態及び神奈川県内の精神病院における在院患者の実態調査の結果を発表した。とくに今回の調査でアルコール中毒患者の入退院の状況がはじめて明らかにされている。以下今回の発表の全文は次のとおりである。

I 調査の目的

わが国の精神病院、一般病院併設精神科病室における開放状況、作業療法の実施状況、新(再)入院患者、退院患者および在院患者(神奈川県のみ)の状態を調査し、精神障害者の医療ならびに保護にかんする施策の推進を図るための基礎資料とする。

II 調査客体およびその実施状況

1. 全国調査

- 1) 全国の精神病院および一般病院併設精神科病室約 1,331施設中 1,325施設に対して施設調査をおこなった。
- 2) 同上の施設に昭和44年10月1日より同31日までに、新(再)入院した精神障害16,038名の調査をおこなった。
- 3) 同上の施設より昭和44年10月1日より同31日までの一カ月間に退院した患者15,848名に対しておこなった。

2. 過密地区調査

神奈川県下の全精神病院および一般病院併設精神科病室約50施設に昭和44年10月1日現在在

院中の精神障害者の調査をおこなった。

III 調査の結果

1. 施設調査

全国 1,331施設中 1,325施設(99.5%)について調査をおこない次の結果を得た。

(1) 施設の種類および経営主体

単科の精神病院は、939施設(70.7%) 189,457床(80.7%)であり残りは一般病院併設の精神科である。

経営主体別では、国、公立 253施設(19.1%) 36,459床(15.5%)で他は法人立および個人立である。

(2) 病床階級別

一施設あたり 100床～199床の病床を有するものは 600施設(45.3%)である。

100～199床を有する単科の精神病院は、457施設(34.5%)でもっとも多い。

(3) 精神病院の開放状況

全国の精神病床 234,891床中閉鎖病棟にある病床数(閉鎖病床)は、163,151床(69.5%)であり、開放病棟にある開放病床数は48,924床(20.8%)である。

(4) 院内作業療法の実施状況

全施設 1,325施設中 1,261施設(95.1%)で実施している。

全在院患者(44年10月1日現在)248,826名中 106,246名(42.7%)の患者が院内作業療

法を受けている。

(5) 院外作業療法

1,325施設中 690施設(45.3%)の施設で実施している。

全在院患者248,826名中、13,627名(5.4%)に対して院外作業療法を実施している。

(6) 在院患者数

昭和44年10月1日現在の在院患者 248,826名であり、そのうちアルコール中毒患者は、14,908名である。

2 新(再)入院患者調査

調査期間1カ月間に新(再)入院した患者は16,038名であり、そのうち抽出により 8,019名について集計した。

(1) 診断名別

精神分裂病 3,607名(45.0%)、アルコール中毒 1,306名(16.3%)、シンナー中毒33名(0.4%)である。

(2) 年齢別

14才以下のもの 117名(1.5%)、15才～59才までのもの 7,037名(87.7%)、60才以上のもの 862名(10.8%)である。

(3) 性別

男性 4,895名(61.0%)、女性 3,124名(39.0%)である。

(4) 過去の入院回数

過去に入院経験のない新入院患者は 3,442名(42.3%)である。

精神分裂病 3,607名中で初回入院のものは 1,108名(30.7%)である。

アルコール中毒 1,306名中、初回入院 543名(41.6%)である。

(5) 通院治療の状況

当該施設へ入院する以前に通院治療を受けていたものは 3,144名(39.2%)である。

(6) 入院費用の支払区分

精神衛生法によるもの 913(11.5%)、生活保護法によるもの 1,325名(16.9%)、国民健康保険および社会保険 4,965(69.4%)、自費 87名(1.1%)である。

3 退院患者調査

調査期間1カ月間に退院した患者数は15,848名あり、そのうち抽出により 7,924名について集計した。

(1) 診断別、年齢別、性別、過去の入院回数別、の集計結果は略々新(再)入院患者と同じである。

(2) 退院後の行先

6,115名(77.2%)は親、子、配偶者のところへ退院する。

(3) 社会復帰状況

2,451名(33.5%)が何らかの形式で転職する。そのうち 1,685名(23.0%)が以前の職場に復帰している。

(4) 治療の種類

薬物療法を受けているもの 7,794名(98.4%)、作業療法を受けているもの 4,386名(55.4%)、電撃療法 591名(7.5%)である。

4 アルコール中毒

在院アルコール中毒患者数(昭和44年10月1日現在)は14,908名(6.0%)である。

(1) 施設別の状況

一施設平均在院アルコール中毒患者数は一施設当たり 11.3名である。

国、公立病院では一施設あたり 4.0であり、法人、個人立のものでは、13名である。

100床あたりのアルコール中毒在院患者は全施設平均 6.4名であり、国公立のものでは 2.8名、個人、法人立では 7.0名である。

(2) 新(再)入院患者調査からの結果

(イ) 調査期間一カ月間に新(再)入院したアルコール中毒患者数は 1,306名(16.3%)である。

(ロ) 性別

男 1,263名(96.7%)、女 43名(3.3%)である。

(ハ) 年齢別

60才以上のものは、119名(9.1%)である。

(ニ) 入院回数

543名(41.6%)が過去に入院経験がなく初回入院であり、残りは再入院である。

(ホ) 入院の費用

生活保護 30.3%、精神衛生法 10.4%である。

(ヘ) 入院の時間

夜間入院が幾分多い。(16.2%)

(3) 退院患者調査よりの結果

新(再)入院患者調査と略々同じ傾向を有する。

今回の調査の特徴

1. 全国の 1,331 施設中、1,325 施設について調査をおこなった。

2. 院内作業療法の状況
1,261施設 (95.1%) 106,246名の患者 (42.7%) に対しておこなわれている。
3. 院外作業療法の状況
690施設 (45.3%) 13,367名 (5.4%) に対しておこなわれている。
4. アルコール中毒の状況

在院中のアルコール中毒患者は14,908名 (6.0%) である。一施設あたり 11.3名である。
100床あたり6.4名のアルコール中毒が在院中である。
1カ月間の新(再)入院アルコール中毒 1,306名中初回入院は 543名 (41.6%) である。

都道府県便り

今回は職親制度についてお知らせします。現在東京都、及び福島県において職親制度を定めて実施いたしていることをききましたので両都県の御協力を得てその実施要綱をお知らせします。

東京都精神衛生職親制度実施要綱

- 第1 目的
この制度は、精神障害の寛解した者(以下「寛解者」という。)を、一定期間職親に通わせて、生活指導及び社会適応訓練を行なうことにより、社会的自立への動機づけをすることを目的とする。
- 第2 職親の定義
この要綱において「職親」とは、寛解者の社会適応に対して助力することに熱意を有する事業経営者等の私人であって、寛解者を自己の事業所に通わせて、その社会適応に必要な指導訓練を行なうことを希望する者のうち、知事が適当と認めたとものをいう。
- 第3 対象者
対象者は、寛解者のうち、都立精神衛生センター(以下「センター」という。)の判定の結果、比較的病状が安定している者で、知事が適当と認めたとものとする。
- 第4 委託期間
委託期間は、原則として6箇月以内とする。ただし、特に必要があると認められる場合には、さらに6箇月以内に限り延長することができる。
- 第5 作業時間及び作業内容
1日の作業時間は、原則として6時間とし、作業は簡単な作業とする。作業に当って職親及び対象者は、知事が定めた医師等の指示に従うものとする。
- 第6 委託料等
知事は、職親及び対象者に対して、次のとおり委託料等を支払うものとする。
 - 1 職親委託料
対象者1人について、1日 400円
 - 2 対象者手当
1日について、厚生訓練費として 300円、基本手当として 300円
- 第7 委員会の設置
職親の選定並びに対象者の決定等をするにあたって、寛解者の社会適応について意見をきくため、職親制度委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
 - 1 委員
委員は、局長が次に掲げる区分により任命又は委嘱する。
 - (1) 精神衛生に関し、学識経験のあるもの 5名以内
 - (2) 東京都職員 若干名
 - 2 任期
委員の任期は、当該会計年度内とする。
 - 3 会長
委員会に会長をおく。
会長は、医務部長とする。
会長は、委員会を代表する。
会長に事故あるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 4 会議
委員会は、会長が招集する。
委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 5 議事
委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 第8 職親選定の基準

知事は職親の選定に当っては、事業を営営する私人のうち、次の事項について審査し、その適否を決定する。

- 1 事業の状態の適否
 - (1) 企業の安定性
 - (2) 労働力の搾取を意図するおそれの有無
 - (3) 作業場の人的物的環境の良否
- 2 寛解者の社会適応に対する理解と熱意の程度
- 3 作業の適否
 - (1) 作業の難易性
 - (2) 危険性の有無
- 4 親等関係
職親と対象者とが、三親等内の続柄にある場合には、職親委託は行わない。ただし、職親が対象者のおじおばであって、委託することが、特に適当であると認められる場合には、委託することができる。
- 第9 職親の申込、決定等
職親の申込、決定等は次により行なうものとする。
 - 1 職親になることを希望するものは、精神衛生職親受託申込書(別記様式第1号、以下「職親受託申込書」という。)を、事業所所在地を管轄する保健所長を経て、知事に提出するものとする。
 - 2 申込書を受理したときは保健所長は、申込書に経由印を押印して、知事に提出するものとする。
 - 3 申込書の提出があったときは、知事はセンターの所長に申込者の調査を行なわせるものとする。
 - 4 知事は、申込者について、精神衛生職親調査書(別記様式第2号)を添え、適否について、委員会の意見をきくものとする。
 - 5 知事は、委員会の意見を参考にして適否の決定を行ない、精神衛生職親台帳(別記様式第3号)に登録するものとする。
 - 6 知事は、適否について精神衛生職親決定通知書(別記様式第4号)及び精神衛生職親不承認通知書(別記様式第5号)により、保健所長を経て、申込者に通知するものとする。
 - 7 知事は、職親名簿を作成し、各保健所長に通知するものとする。
- 第10 対象者の申込、決定等
対象者の申込、決定等は、次により行なうものとする。

- 1 対象者になることを希望するものは、社会適応訓練申込書(別記様式第6号、以下「訓練申込書」という。)を居住地を管轄する保健所を経て、知事に提出するものとする。
- 2 申込書を受理した保健所長は、申込書に経由印を押印して、知事に提出するものとする。
- 3 保健所長から提出された申込書を受理した知事は、センターの所長に、申込者の調査を行なわせるものとする。
- 4 知事は、申込者について、対象者調査書(別記様式第7号)を添え、適否及び職親との組合せについて、委員会の意見をきくものとする。
- 5 知事は、委員会の意見を参考にして、適否及び職親との組合せについて決定を行なうものとする。
- 6 知事は、適否及び職親との組合せについて、社会適応訓練決定通知書(別記様式第8号)及び社会適応訓練不承認通知書(別記様式第9号)により、保健所長を経て、申込者に通知するものとする。
- 第11 委託契約
知事は、職親との間に、委託契約を締結する。
- 第12 実績報告
職親は、毎月10日までにその前月分の作業実績を、社会適応訓練実績報告書(別記様式第10号)により、知事に報告するものとする。
- 第13 委託料の請求及び支払
職親は、毎月10日までに、その前月分の委託料について、社会適応訓練委託料請求書(別記様式第11号)を、知事に提出するものとし、知事はこの要求に基づき、内容を審査のうえ、適当と認めるときは30日以内に委託料を支払うものとする。
ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。
- 第14 対象者手当の請求及び支給
対象者は毎月10日までに、その前月分の手当について、社会適応訓練手当請求書(別記様式第12号)を知事に提出するものとし、知事はこの請求に基づき内容を審査のうえ、適当と認めるときは30日以内に手当を支給するものとする。
- 第15 観察指導
知事が定めた医師等は、対象者の状態について、一月一回観察を行ない、適当な指導を行なうものとする。

福島県精神障害者の職親制度運営要領

1. 目的

在宅精神障害者を職親に委託し、再発の防止に努めながら、実際に社会生活の場で、適切な生活訓練、技術習得訓練を受けさせて、できるだけ早く、社会に復帰させていくことを目的とする。
2. 職親および対象者
 - (1) 職親

職親は、精神衛生に深い理解をもつ者であって、精神障害者の社会適応を援助するために、精神障害者を自己のもとに預かり、再発の防止に努めながら、生活訓練、技術習得訓練を行なうことを希望するものうち、保健所長および精神病院の管理者が適当と認めたとする。
 - (2) 委託の対象者

職親委託の対象者は、18才以上の在宅精神障害者で、主治医が、職親に委託することが適当と認めたとする。
3. 取扱機関

この事業についての直接の事務は、保健所が取扱うものとする。
4. 職親の登録
 - (1) 職親の申し込み

職親になることを希望する者は、居住地を管轄する保健所長に職親申込書（様式1）を提出するものとする。
 - (2) 登録

保健所長は、職親申込書を受理したときは、管内の精神病院管理者と協議し、職親として適当と認められた場合には、職親台帳（様式2）に登録し、その旨を本人に通知するとともに、登録事項の要旨を、県公衆衛生課長および管内の精神病院管理者に連絡するものとする。

5. 職親へのあっせんおよび委託
 - (1) あっせん

主治医は、18才以上の在宅精神障害者で、本人およびその保護義務者が職親委託を希望するものうち適当と認められる者があるときは、これを職親にあっせんするものとする。
 - (2) 委託

職親への委託は、主治医のあっせんを受けた在宅精神障害者の保護義務者がおこなうものとする。
6. 委託期間

職親への委託期間は、1年以内とし、在宅精神障害者をあっせんする際に、主治医が決定するものとする。
7. 委託後の処置

職親は、預かった精神障害者を、定期的に通院させて診療をうけさせるとともに、訓練に際しては、その精神障害者の主治医の指示や意見に従うものとする。

保健所長は、職員をして職親や委託された精神障害者の保護義務者のもとを訪問させ、必要な連絡や指導をおこなわせるとともに、委託期間内に委託の目的が達成されたと認められる精神障害者については、主治医、職親およびその他の関係機関と協議し、一般雇用関係に切換えるか或いは新たに就職できるようにするなど、社会復帰のために、適切な処置を講じていくものとする。
8. 奨励金

県は、職親に対し、その職親が預かった精神障害者1名につき月額500円の奨励金を支給する。ただし、その日数が、1月のうち15日に満たないときは250円とする。

統計資料
精神病床数・入院患者数・利用率等現状 (45. 10. 31)

	人口 (44.10.1)	月末病床数	月末入院患者数	月末在院 措置患者数	普及率・利用率等		
					人口万対病床数	措置率	病床利用率
1 北海道	5,247	14,005	14,155	3,321	26.7	23.5	101.1
2 青森	1,437	3,293	3,497	847	22.9	24.2	106.2
3 岩手	1,392	2,911	2,891	943	20.9	32.6	99.3
4 宮城	1,801	3,288	3,459	1,263	18.3	36.5	105.2
5 秋田	1,250	3,079	3,112	1,061	24.6	34.1	101.1
6 山形	1,241	2,010	2,236	1,052	16.2	47.0	111.2
7 福島	1,967	5,297	5,432	1,993	26.9	36.7	102.5
8 茨城	2,112	5,315	5,799	1,815	25.2	31.3	109.1
9 栃木	1,560	3,876	3,880	1,572	24.8	40.5	100.1
10 群馬	1,650	3,230	3,326	1,058	19.6	31.8	103.0
11 埼玉	3,650	6,431	6,865	1,666	17.6	24.3	106.7
12 千葉	3,164	7,819	7,415	1,595	24.7	21.5	94.8
13 東京	11,399	22,259	23,357	4,522	19.5	19.4	104.9
14 神奈川	5,167	10,094	10,298	3,115	19.5	30.2	102.0
15 新潟	2,386	5,274	5,707	2,330	22.1	40.8	108.2
16 富山	1,029	2,875	2,699	829	27.9	30.7	93.9
17 石川	1,001	2,480	2,700	750	24.8	27.8	108.9
18 福井	750	1,852	1,539	541	24.7	35.2	83.1
19 山梨	767	2,392	2,386	899	31.2	37.7	99.7
20 長野	1,967	4,521	4,836	2,223	23.0	46.0	107.0
21 岐阜	1,752	2,639	2,872	1,336	15.1	46.5	108.8
22 静岡	3,061	5,081	5,437	2,518	16.6	46.3	107.0
23 愛知	5,258	10,087	9,629	2,646	19.2	27.5	95.5
24 三重	1,531	4,027	3,908	1,212	26.3	31.0	97.0
25 滋賀	875	1,739	1,637	470	19.9	28.7	94.1
26 京都	2,216	5,092	5,225	1,161	23.0	22.2	102.6
27 大阪	7,391	14,882	15,662	2,779	20.1	17.7	105.2
28 兵庫	4,573	8,622	9,205	2,458	18.9	26.7	106.8
29 奈良	898	2,077	2,039	421	23.1	20.6	98.2
30 和歌山	1,043	2,678	2,646	1,211	25.7	45.8	98.8
31 鳥取	575	1,616	1,484	524	28.1	35.3	91.8
32 島根	786	1,950	1,913	739	24.8	38.6	98.1
33 岡山	1,691	4,549	4,587	1,360	26.9	29.6	100.8
34 広島	2,414	6,028	6,912	1,883	25.0	27.2	114.7
35 山口	1,519	4,155	4,623	1,694	27.4	36.6	111.3
36 徳島	794	3,022	2,913	1,272	38.1	43.7	96.4
37 香川	910	2,428	2,512	881	26.7	35.1	103.5
38 愛媛	1,426	3,659	4,148	1,010	25.7	24.3	113.4
39 高知	792	3,137	3,263	1,345	39.6	41.2	104.0
40 福岡	4,025	14,911	14,871	6,006	37.0	40.4	99.7
41 佐賀	844	2,955	2,853	755	35.0	26.5	96.5
42 長崎	1,602	5,862	6,138	1,329	36.6	21.7	104.7
43 熊本	1,733	6,614	6,848	2,083	38.2	30.4	103.5
44 大分	1,160	3,573	3,982	1,222	30.8	30.7	111.4
45 宮崎	1,069	4,373	4,085	1,591	40.9	38.9	93.4
46 鹿児島	1,771	7,260	6,868	3,200	41.0	46.6	94.6
合計	102,648	245,317	251,849	76,501	23.9	30.4	102.7

開設者別、都道府県別精神病院施設数及び病床数（全精神病室）

(45. 6. 30現在)

Table showing the number of psychiatric hospital facilities and beds by prefecture and facility type (e.g., self-sufficient, municipal, public).

指定病院概況——都道府県別

(45. 4. 1)

Table detailing the status of designated psychiatric hospitals, including patient counts, staff numbers, and hospital types across various prefectures.

(指定精神病院報告による)

国民総医療費推計額の総医療費に対する精神病医療関係費の占める割合 (39年度～43年度)

(単位 億円)

区分	昭和39年度			昭和40年度			昭和41年度			昭和42年度			昭和43年度		
	総医療費	精神病医療費	比率%	総医療費	精神病医療費	比率%	総医療費	精神病医療費	比率%	総医療費	精神病医療費	比率%	総医療費	精神病医療費	比率%
総医療費	9,389	620	6.6	11,225	738	6.6	13,002	861	6.6	15,114	944	6.2	18,016	1,211	6.7
公費負担分	1,221	337	27.6	1,472	445	30.2	1,633	514	31.5	1,826	568	31.1	2,089	673	32.2
精神衛生法	176	176	100.0	222	222	100.0	247	247	100.0	283	283	100.0	327	327	100.0
生活保護法	596	161	27.0	750	223	29.7	871	267	30.7	1,009	284	28.1	1,190	344	28.9
結核予防法	391			432			436			441			474		
その他	58			68			79			93	1	1.1	99	2	2.0
保険者負担分	6,132	203	3.3	7,441	214	2.9	8,749	260	3.0	10,214	288	2.8	12,281	413	3.4
政管健保	2,025	54	2.7	2,443	64	2.6	2,861	87	3.0	3,251	70	2.2	3,788	127	3.4
組合健保	1,262	33	2.6	1,509	35	2.3	1,735	41	2.4	1,984	58	2.9	2,367	66	2.8
国保	1,611	86	5.3	2,015	85	4.2	2,425	97	4.0	3,034	118	3.9	3,860	168	4.4
その他	1,234	30	2.4	1,474	30	2.0	1,728	35	2.0	1,945	42	2.2	2,266	51	2.3
患者負担分	2,036	80	3.9	2,312	79	3.4	2,620	87	3.3	3,074	88	2.9	3,646	125	3.4
公費又は保険の 一部負担	1,871	79	4.2	2,123	78	3.7	2,374	84	3.5	2,724	86	3.2	3,242	120	3.7
健保一部負担	26	26		27	27		1,105	30		1,339	30		1,663	46	
国保	51	51		48	48		1,260	51		1,375	53		1,568	72	
公費負担	2	2		3	3		9	3		10	3		10	3	
全額自費	165	1	0.6	189	1	0.5	246	3	1.2	350	2	0.6	403	5	1.2

(注) 1. 国民総医療費推計より作成したものである(統計調査部資料)

2. 「保険者負担分」のうち「その他」とあるのは船保・日雇・共済組合・労災・自衛官等の医療保険等をいう。

昭和46年3月1日 発行
 発行人 村松 常雄
 編集人 百井 一郎

発行所 東京都千代田区霞ヶ関2の1
 厚生省公衆衛生局精神衛生課内
 全国精神衛生連絡協議会